

様式 A-35-1 【作成上の注意】

初めて奨励研究の振込口座を登録する研究機関、又は既に奨励研究の振込口座を登録している研究機関は本様式を作成（必要に応じ、以下に記載する所定の手続きを行うこと。）し、日本学術振興会に提出すること。

※「受取名義」とは金融機関に開設されている口座名義と異なる名義での送金を可能とするために設定する名義のことです。

①奨励研究として新たに開設する振込口座を使用する研究機関

研究機関の代表者（大学長、学校法人理事長等）の氏名で金融機関に口座を開設し（※1）、「1. 振込先」に必要な事項を記入し、「2. 受取名義」に研究機関の長の職名までの受取名義（※2）を記入した上で、本様式を提出すること。なお、金融機関に、本様式の「2. 受取名義」と同一名称で「受取名義」の設定手続きを行うこと。

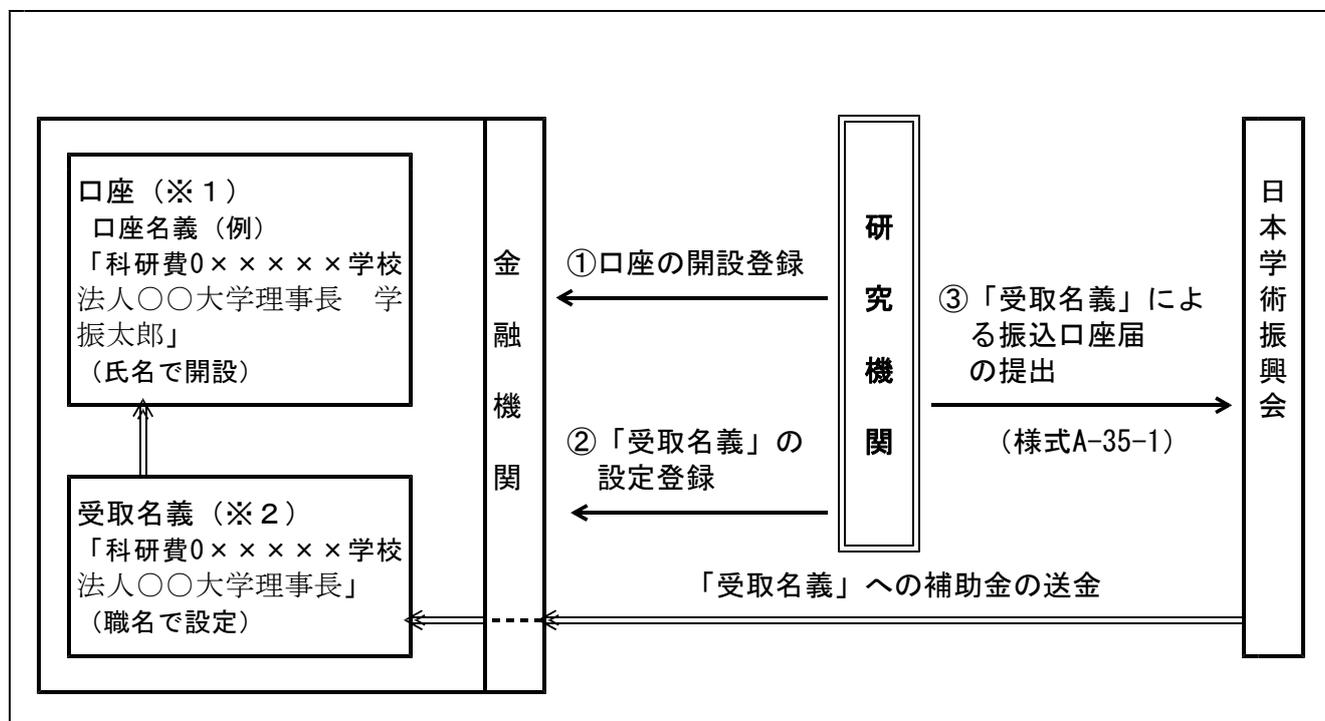
②日本学術振興会に届け出ている振込口座を使用する研究機関

奨励研究以外の科学研究費補助金を受領するため日本学術振興会に届け出ている口座を使用する場合は、当該口座を「新規」として提出すること。ただし、当該口座について、金融機関名、店名、金融機関番号、店番号、口座番号、預金種類に変更がある場合は、「変更」として提出すること。

③既に奨励研究の振込口座を登録している研究機関

前年度に日本学術振興会に届け出た口座から金融機関名、店名、金融機関番号、店番号、口座番号、預金種類に変更がある場合には、本様式を日本学術振興会に提出すること。

研究機関の代表者が交替した場合など、金融機関に開設している口座名義を変更する場合であっても、受取名義の変更をしない場合は、本様式を提出する必要はないので注意すること。



注「銀行名」のフリガナ

「三菱東京UFJ銀行」は以下のように記入すること。

→「ミツビシトウキョウUFJ」